

犯罪の防止に、明るいライトを設置しませんか。

センサーライトの支給について

右京区では、平成27年度から取り組んでいる「世界一安心安全・おもてなしのまち京都市民ぐるみ推進運動」の一環で、区民の皆様が地域で自主的に行っておられる防犯のための環境整備活動を支援しています。

この度、支援の一環として行っているセンサーライトの支給について、支給団体の募集を行います。



- 1 対象団体 右京区内の自治会連合会・町内会などの地域団体
 <以下の3つの要件を全て満たす団体です。>
 - (1) 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
 - (2) 活動を行う地域の多数の世帯、住民で構成されていること。
 - (3) 規約、代表者を決めていること。

- 2 支給内容 (1) ソーラー発電式（2灯タイプのみ）
 (2) 家庭用電源式（太陽光が当たらない場所で使用可能）
 ※(2)は、1灯タイプ・2灯タイプのいずれかを選択してください。
 - 申請は1団体につき2台を上限とします。
 - 設置や維持管理に係る費用（電気代・充電電池の交換を含む。）は申請者の負担となります。
 - 条件や注意事項を守って、運用していただく必要があります。

- 3 申請条件 (1) 照射先が公道である場合は、原則として設置不可です。
 設置場所の例：暗い路地、月極駐車場など
 ※ただし、車の通行できない里道については、設置できる場合がありますので御相談ください。
 (2) 設置そのものが可能か判断するため、設置予定箇所については、承諾書をとる前に必ず事前相談をしてください。
 (3) 申請前には、各学区の自治会連合会会長に情報提供をしてください。

- 4 提出書類 (1) 支給申請書（様式1）
 (2) 設置場所の分かる地図・現況写真（様式任意）
 (3) 設置に関する承諾書（様式2）
 (4) 申請団体の規約・役員名簿（様式任意）

申請期間：令和8年4月20日（月）～ 予算上限にて受付終了

- ・予算を超える申請があった場合は、支給できない場合があります。
- ・支給の可否は、随時、文書でお知らせする予定です。

【問合せ・申請先】

右京区役所地域力推進室まちづくり担当

TEL：075-861-1264 FAX：075-871-0501

電子メール：ukyo-machi@city.kyoto.lg.jp

